

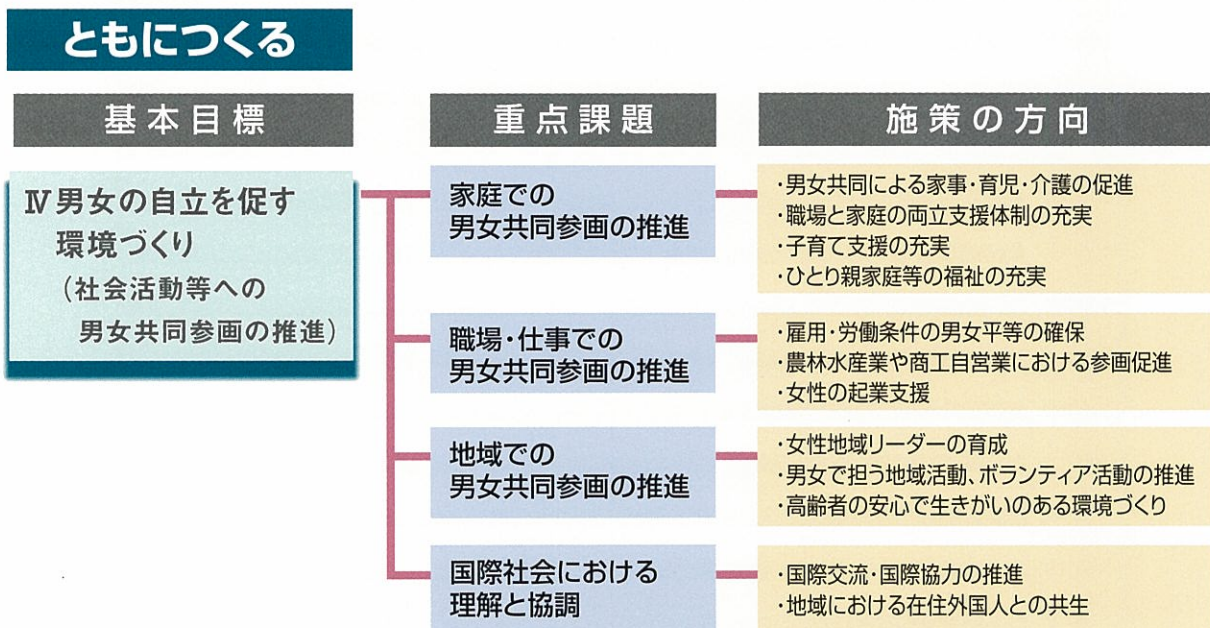
基本目標
IV

男女の自立を促す環境づくり
(社会活動等への男女共同参画の推進)

男女共同参画社会が実現されるには、男女を問わず、誰もが「自立した個」として確立されることが必要です。男女共同参画社会は、男女が対等の関係に立ち、力を合わせ、ともに作りあげていくものです。そのためには、個人において、精神的な自立はもとより、家庭をはじめとする生活面での自立、就労の場における経済的な自立、また、地域や様々な場での社会的な自立が不可欠であり、そのための環境づくりが必要と考えます。

今回のプランにおいては、このような視点に立ち、家庭、職場、地域等での男女共同参画をすすめることを基本目標とします。

●体系



重点課題(1) 家庭での男女共同参画の推進

【現状と課題】

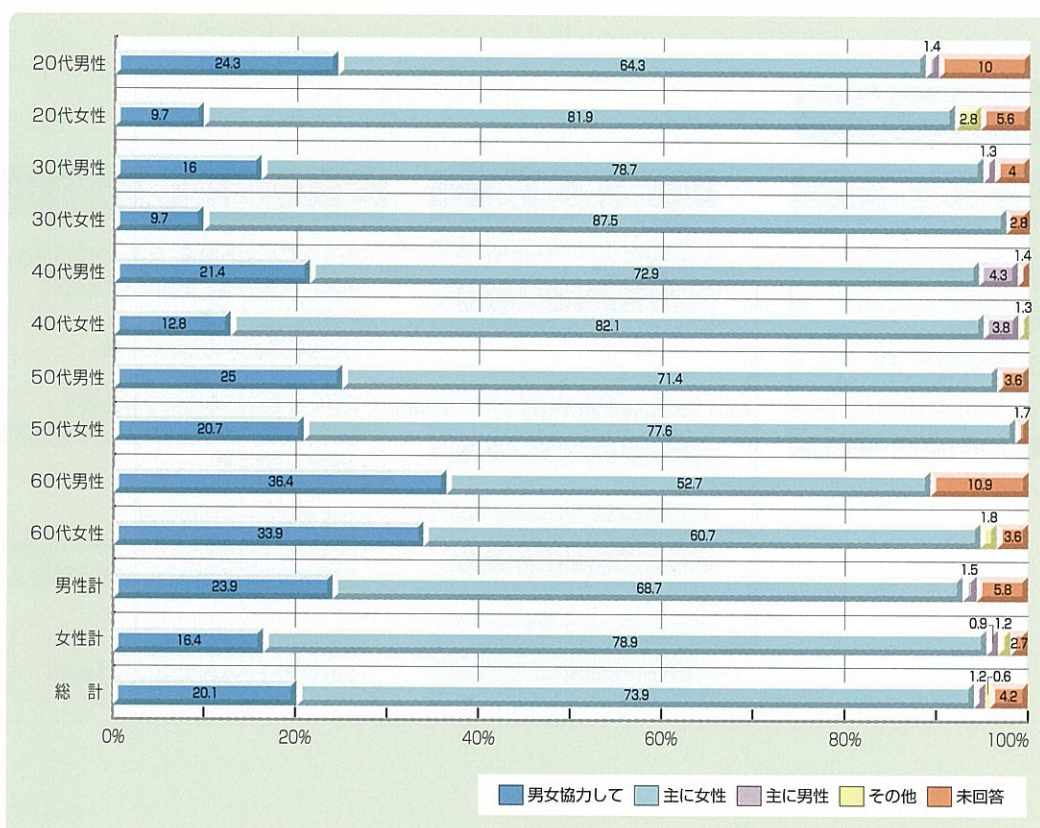
家庭は、社会の基本単位であり、家庭のあり様は、社会の縮図であるとともに、社会を変えていく原動力でもあります。

家庭においても、男女が互いの人格を認め合い、平等の関係に立ちながら、支え合い、共に責任を担い、協力し合う中から、苦楽を分かち合う家族関係が求められています。

しかしながら現状においては、家事は主に女性の負担となっているなど、従前からの考えに基づく分担意識が根強く残っています。特に、仕事をもって働く女性は、仕事も家事も負担している場合が多く、自由時間もなく、ゆとりのない生活実態となっています。

○家事・育児・介護の分担について(平成13年度実施住民意識調査より)

・男女各年代のすべてにおいて「主に女性」が一番多い状況となっています。



家庭での男女共同参画をすすめるためには、意識の変革をはじめ、家族の中で、男女が共同で家事・育児・介護等を行うよう、役割分担の見直しを促進することが必要であり、そのためには、意識啓発とともに、実際的な体験講習会など男女の生活能力を高める身近な取組が必要となっています。

また、女性の社会参画を推進するためには、職場と家庭との両立が重要な課題となっており、多様な勤務形態の普及促進や職業能力の開発支援など、就業環境の整備が求められています。小矢部市では、平成13年度に、子育てに対し、職場環境の整備が優れている事業所を表彰しPRすることにより、就労における子育てへの理解を広めることを目的とした「子育て優良職場表彰制度」を創設するなど、子育て環境の啓発に努めていますが、男女で取得する育児・介護休業の周知をはじめ、法制度の改正に伴う職場改善の徹底や、法を上回る独自制度をもつファミリー・フレンドリー企業の普及が求められています。

また、市内では、共働きの家庭が多く、家庭における父親の子育てとともに、社会環境の整備が強く求められています。小矢部市では、すでに「ママパパ講座」の実施等により、父親の意識啓発に取り組むほか、総合保健福祉センター内に「子ども家庭支援センター」を開設し、若いお母さん同士の話し合いの場づくりや子育て相談などを実施しており、また、保育所では、乳児保育（7ヶ所）、延長保育（8ヶ所）、一時保育（2ヶ所）、休日保育（1ヶ所）を実施しています。平成14年10月からは、市内5小学校で、放課後クラブ（学童保育）を開始しました。

これらの取組を更に充実させるとともに、地域での子育て支援体制づくりやひとり親家庭への支援が望まれています。



ママパパ講座

【施策の方向】①男女共同による家事・育児・介護の促進

〔具体的施策〕

- ・ 家庭内での固定的な男女役割分担の見直しを促すPR事業の実施
- ・ 男性の意識啓発の推進（啓発資料の作成、ケーブルテレビの活用等）
- ・ 「ママパパ講座」の充実（再掲）
- ・ 共に学ぶ家事、育児、介護実技講座の開催
- ・ 男性向け家事、育児、介護実技講座の開催（再掲）
- ・ 技術・家庭科の男女共修の充実（再掲）
- ・ 男女で取得する育児・介護休業の促進
- ・ 育児・介護休業の運用・制度改善の促進
- ・ 家族のふれあいを深める体験講座の開設
- ・ ホームヘルパー養成研修やケーブルテレビによる在宅ケアシステムの構築による在宅介護の支援

【施策の方向】②職場と家庭の両立支援体制の充実

〔具体的施策〕

- ・ 放課後クラブ(学童保育)の充実
- ・ 育児・介護休業法の適正な運用と利用しやすい職場環境づくりの事業所への働きかけ
- ・ ファミリー・フレンドリー企業※1の普及
- ・ 育児、介護後の再就職希望者の支援
- ・ 子育て優良事業所表彰制度の充実と表彰事業所のPR
- ・ ニーズに応じた保育サービスの充実（延長、一時、休日等）
- ・ 保育サポーター事業※2の実施
- ・ 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）※3の実施検討
- ・ 子ども家庭支援センターと事業所・家庭との連携強化
- ・ ファミリー・サポート・センター※4の開設
- ・ 多様な勤務形態の普及・促進（短時間勤務、フレックスタイムなど）
- ・ 在宅福祉サービスの拡充
- ・ 介護サービス事業の拡充
- ・ 事業所内保育施設の設置促進
- ・ 仕事と家庭の両立に配慮した職業能力の開発支援
- ・ 多様なニーズに対応した就業環境の整備（パートタイム労働、労働者派遣事業、在宅勤務、SOHO※5など）



放課後クラブ

※1 「ファミリー・フレンドリー企業」：法を上回るレベルの育児・介護休業など、仕事と家庭との両立が容易になる様々な制度や、働く人の家庭的責任に配慮した柔軟な働き方ができる制度を導入する企業。

※2 「保育サポーター」：保護者が病気や仕事など様々な事情で保育の援助が必要な場合に、保護者に代わって一時的に子育てを手伝うボランティアのこと。

※3「病後児保育」：保育所へ通所中の乳幼児等が病気の回復期であり、集団保育の困難な期間、その乳幼児等を保育所、病院等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かること。

※4「ファミリーサポートセンター」：地域において、育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。

※5「SOHO」：「Small Office Home Office」（スモールオフィス・ホームオフィス）の略で、企業のテレワーカー、独立した小規模事業者及び個人事業者、在宅、副業型ワーカーを指す。業務でインターネットなどIT、デジタル情報通信を積極的に活用する「時間と場所に制限されない新しいワークスタイル」のこと。

【施策の方向】③子育て支援の充実

〔具体的施策〕

- ・ ニーズに応じた保育サービスの充実（延長・一時・休日等）（再掲）
- ・ 放課後クラブ（学童保育）の充実（再掲）
- ・ 育児・介護休業法の適正な運用と利用しやすい職場環境づくりの事業所への働きかけ（再掲）
- ・ 子育て優良事業所表彰制度の充実及び表彰事業所のPR（再掲）
- ・ 保育サポーター事業の実施（再掲）
- ・ 地域土曜こども館事業の拡充
- ・ 地域児童クラブの活動支援
- ・ 公民館の児童館機能の充実
- ・ 乳幼児医療費助成の継続実施（再掲）
- ・ ファミリー・サポート・センターの開設（再掲）
- ・ 子ども家庭支援センターの機能充実
- ・ 仲間づくりの赤ちゃん教室の実施
- ・ 子育て教室の開催
- ・ 児童虐待防止の推進
- ・ 乳幼児健康相談、乳幼児健康診査の充実
- ・ 母子保健推進員との連携による子育て支援の充実
- ・ 母乳育児への理解と環境づくりの推進
- ・ 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）の実施検討（再掲）
- ・ 高齢者やPTAとの連携による、地域の子育て機能の向上
- ・ 子ども110番事業の充実



学校週5日制活動支援

【施策の方向】④ひとり親家庭等の福祉の充実

〔具体的施策〕

- ・ 就労支援、経済的支援の充実（ひとり親家庭手当の支給、貸付金制度、医療費助成など）
- ・ 相談体制の充実

重点課題(2) 仕事・職場での男女共同参画の推進

【現状と課題】

仕事に就くことは、経済的自立を支えるとともに、個々人のライフステージにおいては、社会的な自己実現の場として、また、就労を通じた女性の社会参画をすすめる場として、極めて重要な意味を持っています。

雇用条件等の男女間の不平等については、各種法律の整備によって、制度面での改善はなされてきましたが、実際には、女性の賃金が低く抑えられていたり、仕事内容が偏っているなど、実質的な不平等が残っていることは否めません。また、育児・介護休業を男性も取得できることが周知徹底されていないなど、法制度の整備・改善が十分に生かされていない等の現状があります。

職場では、男女の区別なく、公平にその能力・意欲などが評価されなければなりません。男女が仕事と家庭を両立させ、生涯を通じて充実した職場生活を送れるよう保育サービス等の充実に取り組む一方、現行法制度の適正な運用と更なる改善を促進し、雇用条件や賃金、能力開発機会の確保等における実質的な平等のもと、男女がともに働きやすい職場環境の形成が求められています。

また、農林水産業の分野では、女性の労働と経営参画が明確に認識されていない場合が多く、家族の中での労働の再確認や、女性による農業経営への参画の推進が求められています。また、農林業団体における女性役員も少なく、農業経営の方針決定にあたって、女性参画の場は十分とは言えません。

農村社会の比重が依然として大きい小矢部市においては、特に、農業分野での男女共同参画の推進は、重要な課題と考えられます。

一方、商工業の分野においても、商工団体における女性役員が少ないなど、同様の状況にあり、今後は、商店街の活性化への取組や商工業における経営にも、女性の積極的な参画が望まれています。

このような状況において、男女の職域を相互に拡大するとともに、女性起業家の育成を促進することは、極めて効果的であり、多様な形態での起業化を支援することが求められています。



【施策の方向】 ①雇用・労働条件の男女平等の確保

〔具体的施策〕

- ・労働基準法・男女雇用機会均等法の周知及び適正な運用の普及
- ・事業所向けの研修会や事業所への出前講座の開催（再掲）
- ・男女共同参画を推進する事業者に対する表彰制度等の創設（「すこやか事業所（仮称）」表彰：男女共同参画部門）
- ・事業所における賃金等の就業条件の男女平等化促進
- ・女性の能力開発研修機会の確保、職務経験の多様化促進（再掲）
- ・男女で取得する育児・介護休業の促進（再掲）
- ・働く人への相談や情報提供等による支援
- ・事業所における就業状況に関する実態把握
- ・多様な職域への男女の参入促進
- ・男女の職域拡大のためのセミナー等の研修機会の提供
- ・行政における男女の職域の拡大（保育士、保健師、消防士、CATVアナウンサー、窓口担当など）

【施策の方向】 ②農林水産業や商工自営業における女性の参画促進

〔具体的施策〕

- ・「農山漁村男女共同参画推進指針※1」の啓発
- ・「家族経営協定※2」締結の促進
- ・女性農業士の育成
- ・女性農業士会における、栽培管理等技術、経営に関する研修会の開催
- ・女性の経営参画の促進
- ・企画力、実行力を養う研修の実施
- ・農林水産団体及び商工団体役員への女性参画の促進
- ・農業団体及び商工団体の女性部の活動支援及びネットワークの形成
- ・商店街の活性化に関する企画立案実施への女性の参画促進



女性農業士会研修

※1「農山漁村男女共同参画推進指針」：農山漁村の男女共同参画社会の形成の加速化に向け、総合的な取組を推進していくため、農林水産省が示した取組方針であり、次の3つについて定めている。①女性が社会参画するための農業・農村面における支援、②女性の能力開発と農業経営参画の支援、③男女共同参画のための施策の展開に対する取組の強化

※2「家族経営協定」：農業に従事する家族員の話し合いによって、経営目標・収益分配（労働報酬）・役割分担・就業条件・住まい方等を約束し、文章化すること

【施策の方向】③女性の起業支援

〔具体的施策〕

- ・ 新規創業講座(セミナー)の開催
- ・ インキュベータ施設※1の整備及び入居者への経営、技術、販路開拓等の総合的な支援
- ・ 富山県中小企業支援センターとの連携強化
- ・ 起業家向け融資制度の充実
- ・ 女性の起業をすすめる情報提供等による支援
- ・ SOHO※2等の小規模事業への取り組みの支援
- ・ チャレンジショップ事業※3への支援
- ・ 女性による農林水産加工品、特産品づくりの支援

※1 「インキュベータ施設」：インキュベータとは、英語で「孵化器」「保育器」という意味を持つ。SOHO事業者・ベンチャー企業などの小規模事業者が、新しく創業したり、新規の事業を成長させたい時、低家賃のオフィス・設備の提供、専門家の相談サービスなどの様々なサービスを受け、会社・事業をより発展させることを目的としている施設。小矢部市では、津沢地区で「商業インキュベータ施設」を整備した。(平成15年開設)

※2 「SOHO」：P45 参照

※3 「チャレンジショップ事業」：商店街が、出店を計画している新規創業者等に対して、不足している経営の機能や施設等の支援を行って、将来の商店街の有力な構成員として育成していこうとする事業



津沢コミュニティプラザに隣接して整備された商業インキュベータ施設